

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和元年7月1日（令和元年（行情）諮問第138号ないし同第142号）

答申日：令和2年1月30日（令和元年度（行情）答申第488号ないし同第492号）

事件名：「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」等により第三者にデータを使用したときの財務大臣との協議に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領の規定に基づく文書の不開示決定（不存在）に関する件

商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領の規定に基づく文書の不開示決定（不存在）に関する件

「CD-ROM公報およびそのデータの利用に関する約定」に関する特定団体との間の約定に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

特許庁データ販売事業の許可要領の制定に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年3月1日付け20170130特許3、同20170130特許4及び同20170130特許5、平成30年7月4日付け20180604特許4並びに同月18日付け20180618特許11により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）文書1ないし文書3

原処分1ないし原処分3は不当である。まず、廃棄した場合は、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。移管した場合は、移管年月日を明確にしてもらいたい。

ア 文書1

行政文書の名称等に掲げられた3種類の著作権使用許可要領に関し、国有財産法14条7号による財務大臣との協議の有無及びその具体的内容を明確にしてもらいたい。

イ 文書2及び文書3

「不開示とした理由」として「CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成4年12月25日付け4特総第1992号）」（以下「要領B」という。）及び「商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成7年7月3日付け7特総第1260号）」（以下「要領C」という。）の「保存期間が経過している」旨記載されているが、この要領B及び要領Cは一種の法規法令に該当するもので永年保存が原則であると思われる。このような一種の法規法令に該当するものを廃棄していくと行政の見直しが全くできないことになり、明らかに不当である。同様に、④当該許可要領9条に規定する細則に関する文書も一種の法規法令に該当するもので永年保存が原則であると思われる。

(2) 文書4及び文書5

原処分4及び原処分5は不当である。すなわち、請求対象たる文書4及び文書5は、特許庁の最重要政策たる産業財産権情報提供システムに関するもので、本来なら永年保存されるべきものである。もし、廃棄したのなら、当該文書の保存期間及び廃棄年月日を明確にしてもらいたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は既に廃棄又は移管され、これを保有していないため、平成29年3月1日並びに平成30年7月4日及び同月18日付けで不開示とする原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

(1) 原処分1

原処分1に係る開示請求の「行政文書の名称等」に記載された、「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」（以下「要領A」という。）、要領B及び要領Cはいずれも、「特許庁データ販売事業の許可要領（平成10年3月26日付け10特総第313号）」（以下「要領D」という。）の施行に伴い廃止されている。

また、文書1は、国有財産法14条7号に基づき行われた財務大臣と

の協議に関するもので、要領Dが施行された当時の「特許庁文書保存細則（平成7年1月1日付け6特総第2019号）」（以下「保存細則」という。）において、5年保存となっている。

これらを前提に考えると、本件開示請求が行われた時点において、文書1は既に保存期間満了により廃棄済みである。

なお、本件審査請求を受け、改めて担当部署の書架・書庫等の調査を行ったが、文書1に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

#### （2）原処分2及び原処分3

要領B及び要領Cは、要領Dの施行に伴い廃止されており、既に廃棄済みである。要領B及び要領Cの各条文の規定に係る文書についても、関連文書として同様に廃棄されており、不存在である。

なお、本件審査請求を受け、改めて担当部署の書架・書庫等の調査を行ったが、文書2及び文書3に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

#### （3）原処分4

文書4は要領Bの別表に当たる文書であり、要領B自体が保存期間満了につき廃棄されているため、同様に廃棄されている。

なお、本件審査請求を受け、改めて担当部署の書架・書庫等の調査を行ったが、文書4に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

#### （4）原処分5

文書5は平成10年3月26日に制定された文書であり、「庁番接受簿（平成10年）」及び保存細則を確認したところ、5年保存となっている。

これらを前提に考えると、本件開示請求が行われた時点において、文書5は既に保存期間満了により廃棄済みである。

なお、本件審査請求を受け、改めて担当部署の書架・書庫等の調査を行ったが、文書5に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

### 3 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月1日 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第138号ないし同第142号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和2年1月10日 審議（同上）
- ④ 同月28日 令和元年（行情）諮問第138号ないし同第142号の併合及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる5文書である。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

なお、諮問庁から、理由説明書（上記第3の2（4）冒頭）にいう「文書5」は「要領D」の誤りである旨、説明があった。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

#### ア 文書1について

文書1は要領A、要領B及び要領Cに係る国有財産法に基づく財務大臣との協議に関する文書であることから、仮に作成又は取得されていたとしても、その作成又は取得時期は、要領Aが制定された昭和62年3月から各要領の後身である要領Dが制定された平成10年3月までの間と考えられる。

当該期間のうち、平成6年12月まで有効であった「特許庁文書取扱規程（昭和28年10月1日付け28特秘第528号）」（以下「取扱規程」という。）は、永久保存とするものを除く文書の保存期間を最長でも20年と定めており、文書1は、その性質に鑑みれば永久保存には該当しないと考えられ、また、平成6年12月から本件開示請求時点までに約24年が経過している。

次に、当該期間のうち、平成7年1月から要領Dが制定された平成10年3月までの期間に有効であった保存細則においては、法律に基づく他省庁との協議文書は5年保存と定められており、平成10年3月から本件開示請求時点までに約19年が経過している。

したがって、文書1は保存期間満了により既に廃棄されたものと考えられる。

#### イ 文書2ないし文書4について

文書2は要領Bの1条、2条、7条及び9条の各規定に、文書3は

要領Cの1条, 2条, 9条及び11条の各規定にそれぞれ係る文書であり, 文書4は要領Bの別表に当たる文書である。

要領Bは平成4年12月に制定されており, 平成4年12月から取扱規定が失効するまでの平成6年12月までの期間に文書2及び文書4が作成又は取得されていたとしても, 上記アと同様の理由で, 保存期間満了により既に廃棄されたものと考えられる。

また, 保存細則が施行された平成7年1月から要領Dが制定された平成10年3月までの期間については, 保存細則を確認したところ, 「許可, 許可及び命令に関する文書で重要なもの」の保存期間は20年, 「許可, 許可及び命令に関するもの」の保存期間は5年とされているが, 文書2ないし文書4がこのいずれに該当するかは判然としない。

そこで, 文書2及び文書4については平成7年1月以降, 文書3については要領Cが制定された同年7月以降, いずれも平成10年3月までに作成又は取得されていた場合であって, かつ, それぞれの保存期間が20年とされていた場合, これらの文書をつづった行政文書ファイルは, 平成12年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている行政文書ファイルが登録されている平成13年度の行政文書ファイル管理簿(以下「管理簿」という。)に登録されていると考えられることから, 平成13年度の管理簿の確認を行ったが, 文書2ないし文書4がつづられている可能性のある行政文書ファイルの登録は確認できなかった。したがって, 文書2ないし文書4については, 仮に作成又は取得されていたとしても保存期間は5年とされ, 保存期間満了により既に廃棄されたものと推測される。

#### ウ 文書5について

文書5は要領Dの制定に関する文書であることから, 仮に作成又は取得されていたとしても, その時期は, 要領Dが制定された平成10年3月以前と考えられる。そこで, 平成12年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている平成13年度の管理簿の確認を行ったが, 文書5がつづられている可能性のある行政文書ファイルの登録は確認できなかった。

一方, 要領Dの保存期間は5年であることから, 要領Dの制定に関する文書である文書5の保存期間は最長でも5年であると考えられ, 平成10年3月から本件開示請求時点までに約19年が経過していることに鑑みれば, 文書5は保存期間満了により既に廃棄されたものと推測される。

#### エ 本件各審査請求を受け, 特許庁の関係部署において, 改めて書架・

書庫等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から取扱規程、保存細則及び管理簿の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりであると認められる一方、取扱規程において秘書課長が別途定めるとされている、各保存期間に該当する文書区分の基準の提示を求めたところ、諮問庁はこれをもはや保有していないとのことであった。

以上を踏まえれば、本件対象文書はいずれも保存期間満了により本件開示請求時点で廃棄されていたものと考えられる旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分1ないし原処分3に係る本件は、審査請求から諮問までに約2年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 国有財産法第 14 条第 7 号によると、国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようとするときは、財務大臣に協議しなければならないが、昭和 62 年 3 月 20 日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」、「CD-ROM 公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成 4 年 12 月 25 日付け 4 特総第 1992 号）」及び「商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成 7 年 7 月 3 日付け 7 特総第 1260 号）」により、第三者に行政財産たる特許庁データを使用させたときになされた財務大臣との協議に関する文書。
- 文書 2 「CD-ROM 公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成 4 年 12 月 25 日付け 4 特総第 1992 号）」（以下、「当該許可要領」ともいう。）に関する次に示す文書。
- ① 当該許可要領第 1 条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」。
  - ② 当該許可要領第 2 条に規定する各暦年における許可に関する文書。
  - ③ 当該許可要領第 7 条に規定する各暦年における著作権使用料の改訂内容に関する文書。
  - ④ 当該許可要領第 9 条に規定する細則に関する文書。
- 文書 3 「商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成 7 年 7 月 3 日付け 7 特総第 1260 号）」（以下、「当該許可要領」ともいう。）に関する次に示す文書。
- ① 当該許可要領第 1 条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」。
  - ② 当該許可要領第 2 条に規定する各暦年における許可に関する文書。
  - ③ 当該許可要領第 9 条に規定する各暦年における著作権使用料の改訂内容に関する文書。
  - ④ 当該許可要領第 11 条に規定する細則に関する文書。
- 文書 4 平成 10 年 3 月までに発行された CDROM 公報に関する約定である「CD-ROM 公報およびそのデータの利用に関する約定」に関する JPO と発明協会間の約定に関する文書。
- 文書 5 平成 10 年 3 月 26 日に当時の荒井特許庁長官が特許庁データ販売事業の許可要領（10 特総第 313 号）を制定しているが、この許可要領の制定に関する文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）。